

陳情番号	陳情第5号
件名	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情
受付年月日	令和7年5月29日
回付委員会	厚生委員会
<p>(陳情要旨)</p> <p>令和7年2月18日、厚生労働省から、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）が公表された。</p> <p>国民が適切にあんまマッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術を受けるためには、施術所がルールを遵守することが重要である。</p> <p>法令に違反する広告や、国民に誤解を与える広告は、施術所の信頼を損ない、国民の健康被害につながる可能性も否定できない。</p> <p>地域保健法第5条に規定する保健所はこれらに対する改善指導を行う権限を有していることから、保健所を設置している自治体においては、通報への対応だけでなく、一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、あはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告への改善指導を行うよう強く希望する。</p>	
結 果	令和7年6月24日 内容を了知する。